第1 審議会の結論

地方独立行政法人である和歌山県立医科大学(以下「実施機関」という。)が、平成29年1月19日付け和医大危第22号で審査請求人へ対し行った保有個人情報部分開示決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

本件審査請求に至る経過は、以下のとおりである。

1 背景

平成27年に実施機関の職員である審査請求人の夫が自殺するという案件(以下「本事案」という。)が発生したことに伴い、本事案について、実施機関の組織上の問題点の有無を確認するため、実施機関内に外部委員を含む3人体制による調査委員会を設置の上、調査を実施した。そして、本調査の一環として、実施機関のうち、審査請求人の亡夫の所属職員に対し、聞取り調査を行い、その際に聞取り調査記録を作成した。

なお、本調査の完了後、調査委員会から審査請求人へ調査結果 報告書を提供している。

2 開示請求

審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。)第16条第1項に基づき、実施機関に対し、平成27年7月24日付けで「審査請求人の亡夫の調査におけるヒアリングの結果の元となった内容の開示をもとめたい。」とする保有個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

3 保有個人情報非開示決定

実施機関は、本件開示請求について、審査請求人に対し、平成 27年7月31日付け和医大危第13号により、本件開示請求を 聞取り調査記録と特定し、条例第18条第2号本文(開示請求者 以外の個人に関する情報)及び条例第18条第5号(審議検討等情報)に該当する非開示情報であるとし、保有個人情報非開示決定を行った。

4 異議申立て

審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定に基づき、実施機関に対し、平成27年8月24日付けで、保有個人情報非開示決定を不服とした異議申立てを行った。

5 諮問及び答申

実施機関は、当該異議申立てについて、改正前の条例第39条の規定に基づき、和歌山県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に対し、平成27年8月26日付け和医大危第16号により、諮問を行った。

審議会は、実施機関に対し、平成28年12月22日付け27 和個審第11号により、保有個人情報非開示決定を取り消し、部 分開示決定をすべきであるとする答申を行った。

6 決定及び本件処分

実施機関は、審議会からの答申を踏まえ、行政不服審査法による改正前の行政不服審査法第47条第3項の規定に基づき、審査請求人に対し、平成29年1月19日付けで、異議申立てに係る決定を行うと伴に、当該決定に基づいた本件処分を行った。

7 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、平成29年2月10日付けで、本件処分を不服とした審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分において、非開示とした部分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求人が、審査請求書及び反論書により、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

- (1)実施機関が行った本事案に係る報告書には隠蔽されている部分があり、遺族はその内容を確認することができない。
- (2)本件処分について、非開示部分が殆どであり、全く内容がないものである。これは人権無視ではないかと憤りを感じる。
- (3)本件開示請求中にある、率直な発言内容、客観的事実に関する内容、そして、人の命より個人情報を保護しなければいけないものが何なのかということを踏まえると、開示できる部分がまだあるはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の保有個人情報部分開示決定通知書、弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

平成28年12月22日付け27和個審第11号による審議 会からの答申のとおりに本件処分を行ったものである。

第5 審議会の判断

審議会は、本件処分の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分について

本件について、審議会の判断は、平成28年12月22日付け27和個審第11号の答申のとおりであり、実施機関が当該答申のとおり行った本件処分は妥当であると認められる。

2 結論

以上により、審議会は、本件処分に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
-------	-------

平成29年 3月 2日	○実施機関から諮問書を受理
平成29年 3月29日	○実施機関から弁明書等の写しを受理
平成29年 4月27日	○審議